

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

深川市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

深川市長

公表日

令和6年10月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>深川市は、予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年7月31日政令第197号)、予防接種法施行規則(昭和23年8月10日厚生省令第36号)、予防接種実施規則(昭和33年9月17日厚生省令第27号)及びその他法令等に基づき予防接種を行うとともに、接種情報の管理、実費徴収、統計報告資料作成等の事務を行う。</p> <p>また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨②予防接種事故の被害救済に係る請求手続き③予防接種を受けた者からの費用徴収④予防接種の記録の作成及び保存⑤予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し他市区町村への接種記録の照会、提供⑥予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 健康情報システム2. 団体内統合宛名システム3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1. 番号法第9条第1項 別表の14の項2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 健康・子ども課
②所属長の役職名	健康・子ども課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号074-8650 深川市役所企画総務部秘書課 住所: 深川市2条17番17号 電話: 0164-26-2226 ファクス: 0164-22-8134 E-mail: jinji@city.fukagawa.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号074-8650 深川市役所市民福祉部健康・子ども課 住所: 深川市2条17番17号 電話: 0164-26-2609 ファクス: 0164-22-8134 E-mail: kenkofuk@city.fukagawa.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	① ユーザ認証の管理を行っている。 ② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③ アクセス権限の管理を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I-1-②事務の概要	<p>深川市は、予防接種法等の規定に基づき、予防接種を行うとともに、接種情報の管理、実費徴収、統計報告資料作成等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ②予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③予防接種を受けた者からの費用徴収 ④予防接種の記録の作成及び保存</p> <p>手続きに関しては、書面によるもののほか情報提供等記録開示システム（マイナポータル）及び電子申請システムによる電子申請を用いる。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う 	<p>深川市は、予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）、予防接種法施行令（昭和23年7月31日政令第197号）、予防接種法施行規則（昭和23年8月10日厚生省令第36号）、予防接種実施規則（昭和33年9月17日厚生省令第27号）及びその他法令等に基づき予防接種を行うとともに、接種情報の管理、実費徴収、統計報告資料作成等の事務を行う。</p> <p>また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ②予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③予防接種を受けた者からの費用徴収 ④予防接種の記録の作成及び保存 ⑤予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し他市区町村への接種記録の照会、提供 ⑥予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和6年10月1日	I-1-③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 健康情報システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 電子申請システム ワクチン接種記録システム（VRS） 	<ol style="list-style-type: none"> 健康情報システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 	事後	
令和6年10月1日	I-3 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項（16の2の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項（17の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（18の項）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表の14の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第10条 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第6号（委託先への提供） 	事後	
令和5年10月10日	I-4-② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項（16の2の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項（17の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（18の項）</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項</p>	事後	
令和5年10月10日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年10月10日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和5年10月10日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年10月10日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和5年10月10日	IV-8.人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業の項目を追記	事後	
令和5年10月10日	IV-9.監査	IV-8.監査	IV-9.監査	事後	
令和5年10月10日	IV-10.監査	IV-9.従業者に対する教育・啓発	IV-10.従業者に対する教育・啓発	事後	
令和5年10月10日	IV-11.最も優先度が高いとされる対策	記載なし	IV-11.最も優先度が高いとされる対策の項目を追記	事後	